

幸田町社協居宅介護支援事業所 重要事項説明書

(指定居宅介護支援)

この重要事項説明書は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人幸田町社会福祉協議会
所在地	愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4
電話番号	0564-62-7171
FAX番号	0564-62-7254
Eメール	fukushi@kotashakyo.jp
代表者氏名	会長 天野 広子
設立年月日	昭和57年4月23日

2 事業所の概要

名称	幸田町社協居宅介護支援事業所
指定事業所番号	平成11年8月31日指定 愛知県2376000010号
所在地	愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4
電話番号	0564-64-1069
FAX番号	0564-62-7254
Eメール	kyotaku@kotashakyo.jp
管理者	杉浦 美智子
介護支援専門員	杉浦 美智子
通常の実施地域	幸田町全域

事業の目的	幸田町社会福祉協議会が開設する幸田町社協居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行い、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

3 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

4 事業所の職員体制

職種	員数
管理者	1人
介護支援専門員	1人以上
事務職員	1人

5 提供する指定居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、日常生活全般の状況等を把握します。
居宅サービス計画の作成	把握された解決すべき課題に対応するために、最も適した居宅サービス等の組み合わせについて検討します。利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう、求めることができます。居宅サービス計画の原案作成に当たり、介護保険給付の有無や利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。
担当者会議	サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス担当者会議を開催します。計画案の内容を説明し、サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。

利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえた居宅サービス計画の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により同意を得ます。利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
サービス実施状況把握、評価	居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1箇月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにモニタリングの結果を記録します。また、介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
給付管理	居宅サービス計画の内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定申請に対する協力、援助	利用者の要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、利用者が希望する場合は、要介護又は要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
居宅サービス計画の変更	居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。
入所施設等への紹介	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

6 利用料金

指定居宅介護支援	利用者負担はありません。
交通費	通常の事業実施地域以外の地域の居宅等を訪問して相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 【公共交通機関を利用した場合】実費 【事業者の自動車を使用した場合】 通常の実施地域を越えた地点から片道10km未満150円 10kmを超える場合は、1km増すごとに15円ずつ加算

7 居宅介護支援の提供に当たっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定

指定居宅介護支援提供時に担当者を決定します。ただし、実際に指定居宅介護支援を提供するに当たり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者等に対して不利益が生じないように十分に配慮します。利用者から特定の担当者を指名することはできません。

(3) 入院先への担当者の報告

利用者が入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を入院先にお知らせください。

(4) ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

8 記録の整備

利用者に対する指定居宅介護支援を提供した際は、日時、内容その他必要な事項を記録します。記録は指定居宅介護支援完了の日から5年間保存し、利用者等は事業者に対して保存される記録の閲覧及び写しの交付を請求することができます。なお、記録の写しの交付に要する実費は利用者負担となります。

9 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 秘密の保持

管理者及び従業者は、業務上で知り得た利用者等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、事業者は管理者及び従業者であった者に業務上で知り得た利用者等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容としています。

(2) 個人情報の保護

事業者は利用者等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の介護保険サービス事業者等に利用者等の個人情報を提供しません。事業者は、利用者等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理します。

10 損害賠償保険への加入

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	社協の保険
補償の概要	感染症・賠償補償・傷害補償

11 苦情の受付窓口

(1) 当事業所における苦情の受付及び指定居宅介護支援の内容等のご相談窓口

苦情受付担当者	杉浦 美智子
苦情解決責任者	藪田 芳秀
受付時間	月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。当事業所への苦情やご意見は、第三者委員に相談することもできます。

第三者委員：氏名 杉浦 あきら 連絡先 0564-62-8071

第三者委員：氏名 安藤 達也 連絡先 0564-72-8320

(3) 行政機関その他苦情受付機関

幸田町健康福祉部 福祉課介護保険グループ	所在地 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 電話番号 0564-62-1111(代) FAX番号 0564-56-6218 受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 FAX番号 052-962-8870 受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。） 午前9時から午後5時まで
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 電話番号 052-212-5515 FAX番号 052-212-5514 受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日等を除く。） 午前9時から午後5時まで

12 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために下記の対策を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を設置しています。

虐待防止に関する責任者：事務局長 藪田芳秀

- ・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- ・事業所における虐待の防止のための指針を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を定期的実施しています。
- ・虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者：管理者兼介護支援専門員 杉浦美智子

- ・虐待の未然防止、早期発見につなげるために関係機関への連絡を行います。

年 月 日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業所名 幸田町社協居宅介護支援事業所
説明者職氏名 管理者兼介護支援専門員 杉浦 美智子

上記内容の説明を事業者から確かに受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者 氏 名

代理人 氏 名
続 柄